学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課

１　改正の理由及び内容

令和８年４月１日付けの学校統廃合に伴い、次のとおり改正を行う。

校　名	改　正　内　容	統 廃 合 の 状 況
栄村立さかえ小中学校	指定（１級地）	栄村立栄小学校と栄村立栄中学校を栄村立さかえ小中学校に再編
栄村立栄小学校	指定を解除（１級地）	
栄村立栄中学校	指定を解除（１級地）	
栄村立栄小学校秋山分校	指定を解除（４級地）	
木曽町立開田中学校	指定を解除（１級地）	木曽町立木曽町中学校（無級地）に統合

２　施行期日

令和８年４月１日

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１級の項中「

長野市立大岡小学校 下水内郡栄村立栄小学校

」を「

長野市立大岡小学校	に、

」に、「

木曽郡木曽町立開田中学校 木曽郡王滝村立王滝中学校	を

」を「

木曽郡王滝村立王滝中学校	に、

」に、「

下水内郡栄村立栄中学校 大町市立美麻小中学校 大町市立八坂小中学校（後期課程に限る。）	を

」を「

大町市立美麻小中学校 大町市立八坂小中学校（後期課程に限る。） 下水内郡栄村立さかえ小中学校	に改め、同表の４級

」の項を削る。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

学校職員のへき地手当等に関する規則新旧対照表

改正案

（別表第１）（第２条関係）

級地区分	学校
１級	（略） 長野市立大岡小学校 （削る） （略） （削る） 木曽郡王滝村立王滝中学校 （略） （削る） 大町市立美麻小中学校 大町市立八坂小中学校（後期課程に限る。） 下水内郡栄村立さかえ小中学校
２級	（略）
（削る）	

現行

（別表第１）（第２条関係）

級地区分	学校
１級	（略） 長野市立大岡小学校 下水内郡栄村立栄小学校 （略） 木曽郡木曽町立開田中学校 木曽郡王滝村立王滝中学校 （略） 下水内郡栄村立栄中学校 大町市立美麻小中学校 大町市立八坂小中学校（後期課程に限る。） （新設）
２級	（略）
４級	下水内郡栄村立栄小学校秋山分校